

介護老人保健施設センチュリー21 介護保健施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団明星会が開設する介護老人保健施設センチュリー21(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1)施設名：介護老人保健施設センチュリー21
- (2)開設年月日：平成8年6月20日
- (3)所在地：岐阜県加茂郡富加町夕田380番地
- (4)電話番号：(0574)54-3321 FAX番号：(0574)54-1528
- (5)理事長名：深見 光樹
- (6)介護保険指定番号：介護老人保健施設(2151380017号)

(従業者の職種、員数、業務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数及び業務内容は、次表のとおりとする。

	常勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
医師	1	1		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	9			医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
薬剤師	—	—		
介護職員	22	7		利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う。
介護支援専門員	1	—		利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
支援相談員	2	—		利用者及びその家族からの入所相談指導、家族復帰の相談指導に適切に応じるとともに、市町村との連携を図る。
理学療法士	(兼) 2	(兼) 1		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
作業療法士	(兼) 3	—		同上
言語聴覚士	—	—		
マッサージ師	—	—		
管理栄養士	1	—		利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
事務職員	(兼) 2	—		施設の財産管理、財務、給与等の事務を行なう。
その他	3	—		施設の管理等

(利用定員)

第6条 介護老人保険施設サービスの定員及び療養室の数は次のとおりとする。

- (1)入所定員等・定員 100名
- (2)療養室 個室：12室／2人室：14室／4人室：15室

(介護老人保健施設のサービス内容)

第7条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第8条 当施設が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、その介護保険負担割合証の給付率に準じた支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外のサービスについては、告示の料金表上の額の支払いを受けるものとする。ただし、外出、外泊等によりサービスの提供を受けられなかった食費に関しては減額するものとする。

(1) 利用料金

① 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なる。
以下は1日あたりの自己負担分)介護老人保健施設サービス費(I) i 及びiiiにて算定。

	多 床 室	従来型個室
要介護1	793円	717円
要介護2	843円	763円
要介護3	908円	828円
要介護4	961円	883円
要介護5	1,012円	932円

(2) 加算負担額

② 初期加算(Ⅱ)：入所後30日間に限って上記施設利用料に30円加算。

③ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となる。

④ 夜勤職員配置加算(基準以上の夜勤職員を配置した場合)：24円/日加算。

⑤ (ア) 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に実施した場合：258円/日加算。

(イ) 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

入所日から起算して3ヵ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合：
200円/日加算。

⑥ (ア) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

入所者が退所後生活する居宅または施設等を訪問して、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、入所日から起算して3ヵ月以内の期間に週3日を限度として実施した場合：240円/日加算。

(イ) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

入所日から起算して3ヵ月以内の期間に週3日を限度として実施した場合：120円/日加算。

⑦ 若年性認知症入所者受入加算(初老期における若年性認知症の方を受け入れた場合)：
120円/日加算。

⑧ 入所・退所時及びその前後に指導等を行った場合は、下記の料金が加算。

入所前後訪問指導加算：(Ⅰ)450円/回 (Ⅱ)480円/回

退所時情報提供加算：(Ⅰ)500円/回 (Ⅱ)250円/回

入退所前連携加算：(Ⅰ)600円/回 (Ⅱ)400円/回

⑨ 療養食加算(医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合)：6円/回加算。

⑩ 経口移行加算(経管により食事を摂取する入所者に、経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う場合)：28円/日加算。

⑪ 経口維持加算(Ⅰ)(摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、共同で入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、医師の指示に基づき経口維持計画を作成・食事摂取の為に特別な管理を行う場合)：400円/月加算。

⑫ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)(入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っている場合)：90円/月加算。

⑬ 再入所時栄養連携加算(入所者が医療機関に入院し、入所時と大きく異なる栄養管理〔経管栄養又は嚥下調整食の新規導入〕が必要となった際に、医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合)：200円/回加算。

⑭ 排せつ支援加算(Ⅰ)(入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6ヶ月に1回評価を行った場合)10円/月加算。

排せつ支援加算(Ⅱ)次のいずれかに適合すること。

(一)要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない場合。

(二)施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなった場合。15円/月加算。

排せつ支援加算(Ⅲ)上記の(一)、(二)に掲げる基準のいずれにも適合する場合：

20円/月加算。

- ⑮褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価し、その後、少なくとも3月に1回評価を行った場合)3円/月加算。

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がない場合)：13円/月加算。

- ⑯自立支援促進加算(医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後、少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行う。医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画書を策定し、支援計画に従ったケアを実施した場合)：300円/月加算。

- ⑰科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出を行った場合)：40円/月加算。

科学的介護推進体制加算(Ⅱ){(Ⅰ)に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出を行った場合}：60円/月加算。

- ⑱ターミナルケア加算(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者についてケアを行った場合)死亡日以前31日以上45日以下については72円/日加算。死亡日以前4日以上30日以下については160円/日加算。死亡日の前日及び前々日については910円/日加算。死亡日については1,900円/日加算。

- ⑲緊急時施設療養費(入所者の病状が著しく変化し緊急時治療管理が行われた場合)：

518円/日必要。

- ⑳所定疾患施設療養費(Ⅰ)(肺炎・尿路感染症等の入所者に対し、投薬・検査等が行われた場合)：239円/日(月1回・連続する10日間を限度)必要。

- ㉑認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)：200円

- ㉒安全対策体制加算：20円/入所時に1回

- ㉓サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合)：22円/日加算。

- ㉔介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：利用総保険内点数の7.5%

- ㉕栄養マネジメント強化加算：11単位/日

(3)その他の料金

- ①食費：1,650円/日(税込)

朝食400円・昼食650円おやつ代含む・夕食600円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限とする。)

- ②滞在費(療養室の利用費)/1日

従来型個室：1,668円

多床室：377円

(※注)：上記①及び②において、負担限度額認定にて減額を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限となる。

- ③療養室料(税込)

特別室：2,800円/日・個室：1,800円/日・2人部屋：650円/日

※特別室・個室・2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただく。

- ④理美容代：実費(1,500円～)

- ⑤日用品費：1 6 5 円(税込)／日
(シャンプー・ボディソープ・ティッシュペーパーなど、施設で用意する、日常生活で利用される消耗品の範囲)
- ⑥教養娯楽費：0 円～1 6 5 円(税込)／日
(レクリエーションの参加に応じて材料費相当額を負担)
- ⑦洗濯代：4, 4 0 0 円(税込)／月(原則週 2 回実施)
 - 1 週間：1, 1 0 0 円(税込)
 - 2 週間：2, 2 0 0 円(税込)
 - 3 週間：3, 3 0 0 円(税込)
 - 4 週以上は1 ヶ月分となる。

※汚損等により緊急で施設内にて洗濯を行った場合は 5 5 0 円／回(税込)
- ⑧TVリース代：1 1 0 円(税込)／日
- ⑨電気代(電気毛布、テレビ等)：1 点につき 1 0 0 円(税込)／日

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月 1 回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1)面会はできるだけ頻繁に励行すること
- (2)外出・外泊は、原則として前日までに申し出て、その送迎は家族で行う
- (3)外泊時等の施設外での受診は医療保険が使用できませんので注意すること
なお、協力病院で受診の場合、支払いは施設が行うため、「センチュリー21に入所中、外泊(もしくは外出)中」と申し出ること
- (4)飲酒・喫煙 飲酒は医師の許可のある場合とし、喫煙は敷地内全面禁煙とする
- (5)火気の取扱いは厳禁

- (6)設備・備品の利用取り扱いは丁寧に行うこと
- (7)所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限とする
なお、当面不要な金銭は事務所に「預り金管理」をおこなうこと
- (8)多額の金銭や貴重品等は所得しないこと
- (9)ペットの持ち込みは行わない
- (10)利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する
- (11)他の利用者への迷惑行為をしないこと

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2)火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立会う。
- (4)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6)防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上(①に含む)
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7)当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事故の発生防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第16条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1)利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第18条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団明星会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当施設職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1)当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知、並びに本運営規程に定めのない運営に関

する重要事項については、医療法人社団明星会の役員会において定めるものとする。

第23条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

附 則	この運営規程は、平成17年10月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成18年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年 1月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年11月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成21年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成21年 5月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成24年 4月	1日から施行する。
附 則	この運営規程は、平成26年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成27年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成27年 8月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成30年 7月21日	より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 3年 7月21日	より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 5年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 5年12月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 6年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 6年 7月	1日より施行する。